

31年度からのイメージ図

・原案作成可能
・サビ管配置不可
*ただし、專業サビ管がすでにいる場合は、サビ管としての配置は可能

入職等

準サビ管等

サビ管等

Aさん
実務経験5年の対象者



3年

Bさん
実務経験8年の対象者

6年

Cさん
31年度で既に上記の実務経験を有する人

受講(基礎研修のみ)

ただし、33年度までに基礎研修を受けないと、基礎研修を受けても準サビ管にしかねれない。=通常ルートとなる。

Dさん
既にサビ管を持っているが5年以上業務していない人(サビ管等欠格)

受講

初任者研修・基礎研修



2年

サビ管として「みなす」
*2~3年後に実践研修の受講必須。受けなければ準サビ管となる

実践研修

Eさん
現在サビ管等として従事している人



Fさん
過去5年間で2年以上のサビ管等配置があった人

5年毎

更新研修

31年度以降のサービス管理責任者研修体系の全容

業務の範囲		業務内容	30年度まで	31年度	備考
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	入職 ↓ 3年以上で基礎研修 ↓ 実務2年 ↓ 実践研修 ↓ サビ管	分野統合により、受講によってどのサービス業種でも配置可能。 これまでの分野制限も撤廃し、現行サビ管も分野に関係なく配置可能。 (ただし、児童は…)
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者			
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者			
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	8年以上に緩和 入職 ↓ 6年以上で基礎研修 ↓ 実務2年 ↓ 実践研修 ↓ サビ管	例) 利用者70名 常勤専従 1 (実践研修受講者) 常勤兼務 0.5 (基礎研修受講者) ↓ 兼務部分は基礎研修修了者でもサビ管として配置（申請）可。 …… ○すでにサビ管として配置している人 ⇒31年度から5年以内に更新研修受講でサビ管継続可能（①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している） ○31年度段階で従来の実務経験に達している人 ⇒基礎研修を受講することでサビ管として配置可能（ただし、その後3年以内に実践研修受講必須） ○要件を満たしていない、もしくは更新を受けなかった元サビ管 ⇒実践研修を受けることで再取得可能
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上で基礎研修	
上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		3年以上	1年以上で基礎研修		

※1国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。